



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
3月31日(木)  
号 外  
第 16 号

## 目 次

規 則	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正	1
教育委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正	2
選挙管理委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	2
人事委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正	3
監査委員	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	3
公安委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正	4
企業局	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	4
警察本部	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	5
労働委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	5
収用委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正	5
内水面漁場管理委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	6
議 会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正	6

## 規 則

### 栃木県規則第9号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(要配慮個人情報)	(要配慮個人情報)
<b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。	<b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

(2)～(5) 略

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第4条第1号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

(2)～(5) 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(文書学事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第1号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns describe Article 2, Paragraph 2 of the Ordinance, detailing implementation mechanisms for personal information protection and listing specific amendments to the Enforcement Order of the Act on Protection of Personal Information.

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第11号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤勤

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県選挙管理委員会告示第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns describe Article 2, Paragraph 2 of the Ordinance, detailing implementation mechanisms for personal information protection and listing specific amendments to the Enforcement Order of the Act on Protection of Personal Information.

<p>年政令第507号) 第2条第1号の個人情報保護委員会規則_____で定める心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>	<p>法律施行令(平成15年政令第548号) 第4条第1号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>
--	--

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**人事委員会**

**栃木県人事委員会規則第3号**

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

**栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県人事委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(要配慮個人情報) <b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 (1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号) 第2条第1号の個人情報保護委員会規則_____</u>で定める心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>	<p>(要配慮個人情報) <b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 (1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号) 第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**監査委員**

**栃木県監査委員告示第4号**

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県監査委員

**栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示**

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県監査委員告示第10号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(要配慮個人情報) <b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 (1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号) 第2条第1号の個人情報保護委員会規則_____</u>で定める心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>	<p>(要配慮個人情報) <b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 (1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号) 第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。 (2)～(5) 略</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第3号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成18年栃木県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(要配慮個人情報)</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

企業局

栃木県公営企業管理規程第1号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田富一

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成13年栃木県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(要配慮個人情報)</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経営企画課)

## 警察本部

### 栃木県警察本部告示第1号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県警察本部長 野井祐一

#### 栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成18年栃木県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p style="text-align: center;">（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 労働委員会

### 栃木県労働委員会告示第1号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県労働委員会会長 白井裕己

#### 栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成13年栃木県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p style="text-align: center;">（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 収用委員会

### 栃木県収用委員会規則第1号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県収用委員会会長 増子孝徳

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県収用委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉沢崇

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成13年栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u>で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第1号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県議会議長 山形修治

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成13年栃木県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(要配慮個人情報)</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条第1号の個人情報保護委員会規則</u> で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p><b>第1条の2</b> 条例第2条第3項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号の総務省令</u> で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。